

地方公会計「統一基準」をめぐる議論（前編）

～三酸人経理問答～

たか た ひろひさ
高田 裕久

一般財団法人日本経済研究所 調査局 上席研究主幹

【場面と登場人物】

ある学生街の古い喫茶店「シードル」。3人の男女が何やら硬い問答を交わしている。3人は大学の会計ゼミの同門である。世代は異なるものの、お酒に弱いという点では気が合い、OBOG会の2次会から流れ着いた様子だ。テーブルの上には伝統のリンゴ酢サイダーが並んでいる。



役所紳士くん 30代前半（男性）
市役所 財政課主任

学生時代のボランティア経験から格差が拡大する社会に心を痛め、公共に貢献したいという志をもって、地元市役所に就職した。福祉をはじめ現場での勤務が多かったが、このたび、会計ゼミに所属していた経歴が買われ、財政課へ異動し地方公会計を担当することになった。



企業戦士さん 40代前半（女性）
上場企業 経理課長

氷河期に直撃したため就職浪人を経験した。キャリアを転々とする中で会計ゼミの門を叩き、修士課程を修了した。そのあと上場企業の正社員となり、鋭い理論とタフな性格を武器に頭角を現し、このたび目出度く本社管理職へ昇進した。



ごもつとも先輩 50代前半（男性）

会計ゼミOBであること以外は正体不明。「ごもつとも」が口癖で、議論を丸く収めようとする性癖がある。



会計大先生（故人）（男性）
議論の終わり頃に登場する。

3人の学んだ会計ゼミの大先生。学生の人間的な成長を無上の喜びとした教育者であり、卒業生たちからは今も慕われている。

1. ある都知事の回顧

「私がやった最も重要な改革は、財政再建のために従来の都庁の会計制度を、単式簿記から複式簿記に一変させたことだと思います。」

「世界の先進国の多くが発生主義・複式簿記で国家の財政を運営しているのに、この日本だけがなんと大福帳の域を出ない現金主義の単式簿記で、国家の財政を運営している。」

（石原慎太郎「東京革命ⁱ」）



役所紳士くん

こんど、地方公会計の担当になりました。これまでの現場の仕事は大変でしたけれど、やはり住民と直に接するので手応えがありました。本庁勤務はちょっと勝手が違いますね。

地方公会計というのは、地方自治体において企業会計に準じた貸借対照表などの財務書類を整備していくことです。庁内での注目度は低く、現場を中心に「また面倒な管理業務が増えるのか」といった目で見える人が多い。ましてや、住民のほとんどは全く

ⁱ 「東京革命」（石原慎太郎著、幻冬舎2015年、p112, p121）

知らないでしょう。正直なところ、「重要な改革」という評価には戸惑いますね。

企業戦士さん

地方自治体って、いまだに現金主義の単式簿記で経理しているのね。そんな江戸時代のような方法でよくやっているとわね。貸借対照表すら無かったなんてビックリポンだわ。だから、こんなに財政赤字が大きくなってしまふのよ。民間企業は厳しい競争に耐えながら税金を支払っているのだから、しっかりして欲しいわ。

企業では当たり前のことが、ようやく地方自治体でも導入される訳だから、「重要な改革」というのは過大評価ではないかしら。

ごもつとも先輩

石原慎太郎さんは良いことを言ってくれたなあ。何と言っても嵐を呼ぶ男（のお兄さん）だよ。極東アジアでは、総理大臣に次いで有名な日本人だとの説もある。そんな影響力の大きな人物が、都知事10

年の「最重要改革」が会計改革である、としている。会計という地味なものが、社会の重要な基盤であることを示してくれた。ほら、会計大先生がいつも仰っていただろう、「会計を文化の中に組み込んだ社会は繁栄するⁱⁱ」。

2. 地方公会計の概要

ごもつとも先輩

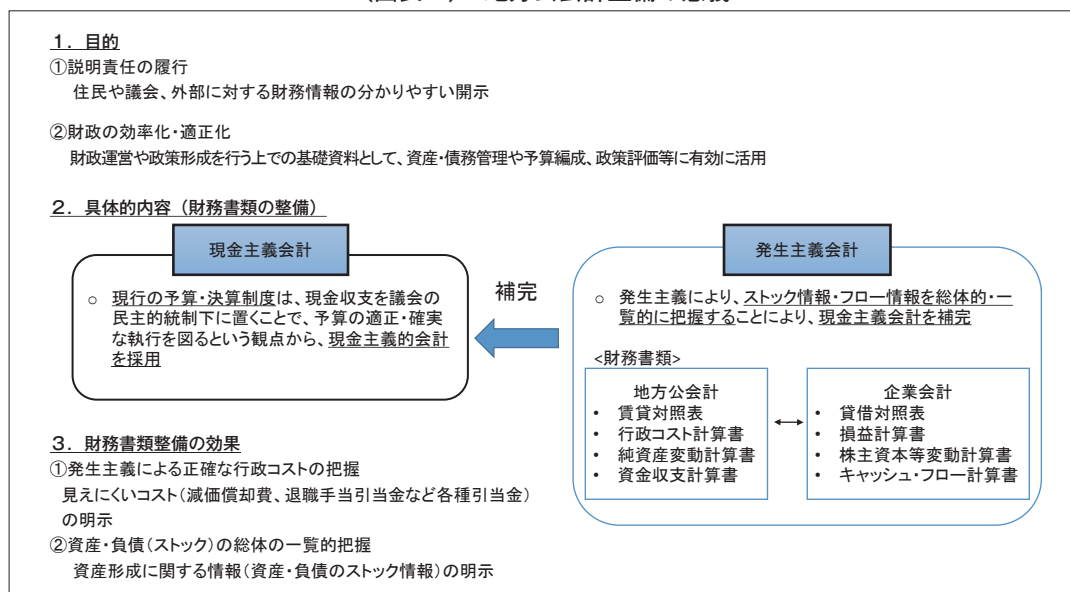
そもそも地方公会計とは何なのか。紳士くん、概要の説明をお願いします。

役所紳士くん

地方公会計とは、発生主義に基づいて貸借対照表や行政コスト計算書等の財務書類を作成し、地方自治体財務のストック情報・フロー情報を総体的・一覽的に開示することです。現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして整備されます。

地方自治体としては、住民や議会等に対し、財務情報をわかりやすく開示することによる説明責任の

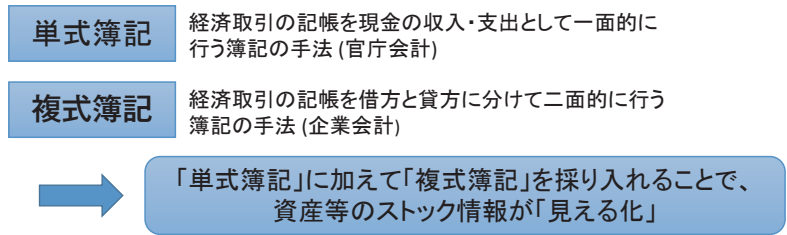
(図表1) 地方公会計整備の意義



(出所) 総務省報告書 参考資料

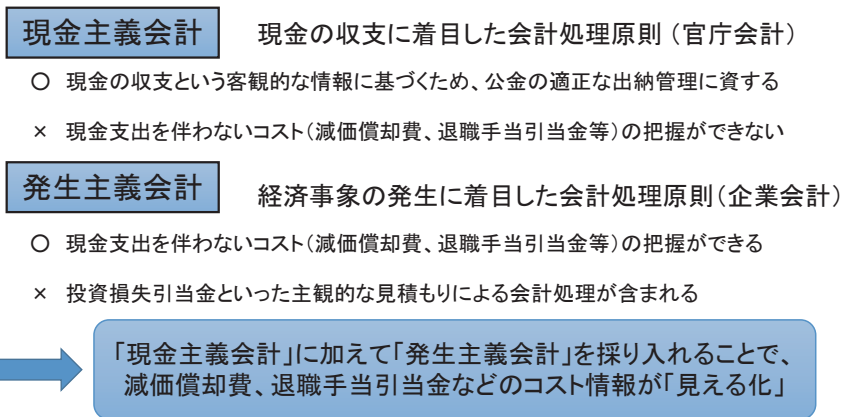
ⁱⁱ 「帳簿の世界史」(ジェイコブ・ソール著・村井章子訳、文芸春秋2015、p334)

(図表2) 単式簿記と複式簿記



(出所) 総務省マニュアル

(図表3) 現金主義会計と発生主義会計



(出所) 総務省マニュアル

履行と、資産・債務管理や予算編成、行政評価等に有効に活用することでマネジメントを強化し、財政の効率化・適正化を図ることが意義として挙げられます。地方公会計整備の意義は、(図表1)のとおりです。

なお、単式簿記・複式簿記(図表2)、現金主義会計・発生主義会計(図表3)という用語の定義について、本日の議論では総務省研究会報告書及び同マニュアル(主要参考文献)に準拠することとします。

また、会話の中では「地方自治体」という一般に馴染みのある用語を使用しますが、総務省研究会報

告書等からの引用文、引用資料においては原資料に従い法令上ⁱⁱⁱの用語である「地方公共団体」を使用します。両方の用語の意味するところは同じです。

3. 地方自治体の会計(官庁会計)

 **企業戦士さん**

地方自治体の会計はなぜ現金主義会計でやっているのかしら? 民間の感覚からすると、まずそこに違和感があるわ。

 **役所紳士くん**

地方自治体の活動は、住民福祉の増進等を目的とし、その財源は住民から徴収された対価性のない税

ⁱⁱⁱ 憲法第92条「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」
地方自治法第1条「この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、(中略)地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。」

(図表4) 地方公共団体(官庁会計)と民間企業の会計

項目	地方公共団体(官庁会計)	民間企業(企業会計)
作成目的	住民の福祉の促進	利益の追求
報告主体	首長	取締役
報告先	住民(提出先は議会)	株主(提出先は株主総会)
説明責任	議会の承認・認定(予算・決算) →事前統制(予算)の重視	株主総会の承認(決算) →事後統制(決算)の重視
簿記方式	単式簿記	複式簿記
認識基準	現金主義会計	発生主義会計
出納整理期間	あり	なし
決算書類	歳入歳出決算書 歳入歳出決算事項別明細書 実質収支に関する調書 財産に関する調書	貸借対照表 損益計算書 株主資本等変動計算書 キャッシュ・フロー計算書

(出所) 総務省マニュアル

金です。税財源の配分は、議会での議決を通して、住民代表である議会の統制下におかれています。このため、地方自治体の会計では、予算の適正・確実な執行に資する観点から、現金の授受の事実を重視する現金主義が採用されています。

 **ごもつとも先輩**

財政民主主義の下での議会予算への準拠ということだね。地方自治体の会計(官庁会計)と企業会計の比較は、総務省の整理によれば(図表4)のようになる。

 **役所紳士くん**

実際のところ、地方自治体の会計は、予算への準拠と現金の出納について厳格に管理されています。現場にいた頃は、融通が利かないことについて不満を感じるくらいでした。当然ながらコンピュータ会計システムも整備されています。大福帳とか言われるのは心外です。

 **企業戦士さん**

地方自治体と民間企業の目的が違うのは理解できるけれど、組織の経営責任という点では同じでしょう。むしろ公権力に基づいて税金を徴収している地方自治体の方が、より重い経営責任を負っていると思うわ。現金の出納を厳重に管理するだけで、本当

に地方自治体という大きな組織をきちんと経営できるのかしら? やっぱり納税者としては釈然としないうわ。

 **ごもつとも先輩**

紳士くんのご説明はごもつともだね。現金出納を厳格に統制するというのは、会計管理における基本中の基本だ。公金の横領や流用を防止するという観点からは現金主義会計が優れている。

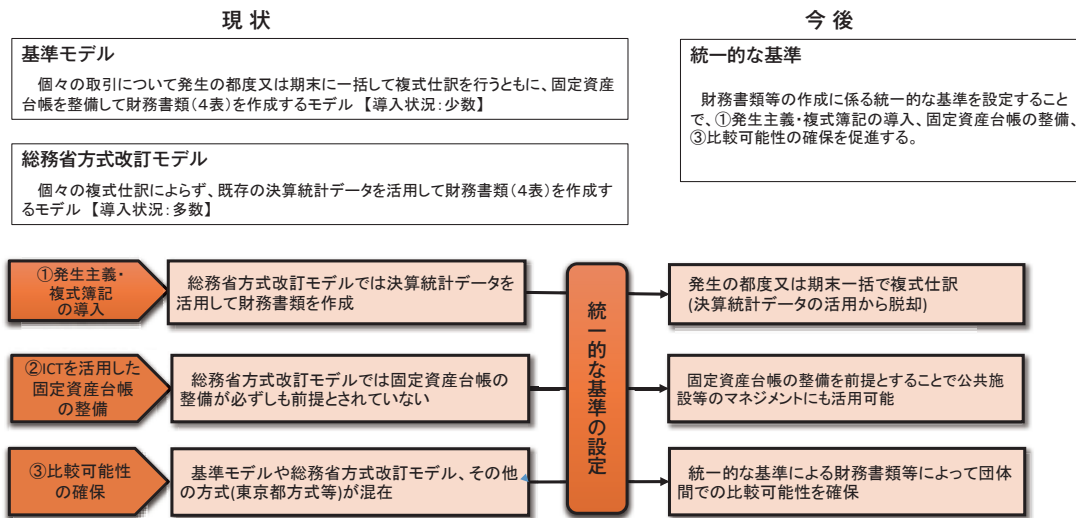
戦士さんのご指摘もごもつとも。地方自治体の経営という観点からは、現金主義会計だけでは十分ではないと考えられるようになっている。そこで現在、地方公会計の整備が進められている。

 **役所紳士くん**

地方公会計の整備の歩みですが、総務省は平成12年に貸借対照表の作成モデル(旧総務省方式)を示し、次いで平成18年には「基準モデル」、「総務省方式改訂モデル」の2モデルを示して地方自治体に整備の促進を要請しました。また、東京都が石原知事の号令のもと独自モデルによる財務諸表の作成を開始し(平成14年知事表明、平成17年基準発表、平成18年新制度導入)、大阪府などがこれに続きました。

総務省は平成26年4月に、発生主義・複式簿記の導入、固定資産台帳の整備、比較可能性を確保する

(図表5) 統一的な基準による地方公会計の整備促進



(出所) 総務大臣通知文書(2014/6) 参考資料に筆者が加筆して作成

ため「統一的な基準」を設定し、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で「統一的な基準」による財務書類等を整備するよう全ての都道府県、市町村に対して要請をしています。地方公会計の整備は、これにより新しい段階へ進むことになりました(図表5)。

4. 地方公会計整備の目的(説明責任の履行)

ごもつとも先輩

地方公会計整備の目的は、(図表1)で見たように「説明責任の履行」と「財政の効率化・適正化」とされている。紳士くんは、担当としてどう考えているの?

役所紳士くん

両方ともに疑問を感じています。

まず、「説明責任の履行」です。地方自治体は、多くの人員と経費を投入して決算書類を作成してきました。現金支出については決算において完璧に経理しています。また、ストック情報がないと言われますが、地方債等の金融債務については、議会の承認を得て借入を行い、残高や償還についても管理しています。発生主義会計によって何を追加的に説明

する責任があるのか。正直なところ腹落ちがしていません。


(1) 資産と負債の状況

企業戦士さん

まず、資産の状況を会計的に把握して報告することが欠かせないと思う。地方自治体の資産の大半は固定資産、とりわけ有形固定資産でしょう。納税者としては自分達の納めた税金が、有形固定資産に投下されたうえで、どういう経済的価値をもって現存しているのか、是非とも説明して貰いたいところだわ。

役所紳士くん

地方自治体の財産については、公有財産台帳においてきちんと記録・管理されています。しかしながら、財産台帳が資産区分ごとにバラバラで、また物理的な情報に重きが置かれているため、取得価額をはじめとする会計的な情報が不足しているという面があります。貸借対照表を作成すれば、自治体全体としての資産の経済的価値に関する情報が明らかになりますね。

 **ごもつとも先輩**

会計帳簿としての固定資産台帳の整備は、地方公会計において不可欠の前提になっているね。また、人口の減少や施設老朽化が進んでいくなかで、公共インフラをどう管理、更新をしていくかという戦略を考える上でも貸借対照表と固定資産台帳は欠かせない。

(2) 行政コスト、純資産の変動

 **企業戦士さん**

次に、減価償却費や引当金の計上を含めたフルコスト情報を説明すること。現金主義会計では、本当のコストが見えないわ。例えば、大型の施設を整備した年度には大赤字になるけれど次年度からは黒字、と言うのはおかしいでしょう。施設の投資コストを使用期間全体に配分する発生主義会計に基づかないと、真実の地方自治体の年度業績は把握できないわ。住民には、拠出した税金がどういう成果を上げているのか、知る権利があるのよ。

 **役所紳士くん**

そこのところが引っ掛かるのですよ。地方自治体の業績、成果とは何なのでしょう？ 戦士さんは利益をイメージしているようですが、それは純利益ですか、包括利益ですか？

地方自治体の目的は利益を上げることではありません。従って前者の意味で言われているのであれば絶対に納得できませんし、後者の意味であっても首を傾げざるを得ません。

 **ごもつとも先輩**

ごもつともな切り返しだね。地方公会計は、財務書類として「損益計算書」ではなく、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」を作成する。単なる用語の違いではなく、考え方が違う。この違いは重要だと思う。


貸借対照表の資産、負債が変動する結果として純

資産も変動する。年度の純資産の変動内容を説明するためには、発生主義による行政コスト計算書、純資産変動計算書が必要になる。地方公会計の財務書類は、資産負債アプローチを基礎としていると理解すれば良いのではないか。「地方自治体の業績とは何か」という大命題については後で議論することにしてしよう。

(3) 活動別キャッシュフローの状況

 **役所紳士くん**

資金収支計算書については、どうでしょうか？ 現金の収支を説明するものとしては、従来の現金主義での決算情報で十分ではないでしょうか？

 **ごもつとも先輩**

現金主義での決算情報はなんと言っても膨大なものだ。資金収支計算書は、キャッシュフローの状況を業務活動、投資活動、財務活動の別にひとつの計算書に整理したもので、一覧性という意味で有用な情報を提供することができる。また、貸借対照表や行政コスト計算書、純資産変動計算書と合わせて分析することで、地方自治体の財務状況について、総合的な情報を把握することが可能になると思う。

(4) 一般会計等財務書類、全体財務書類、連結財務書類

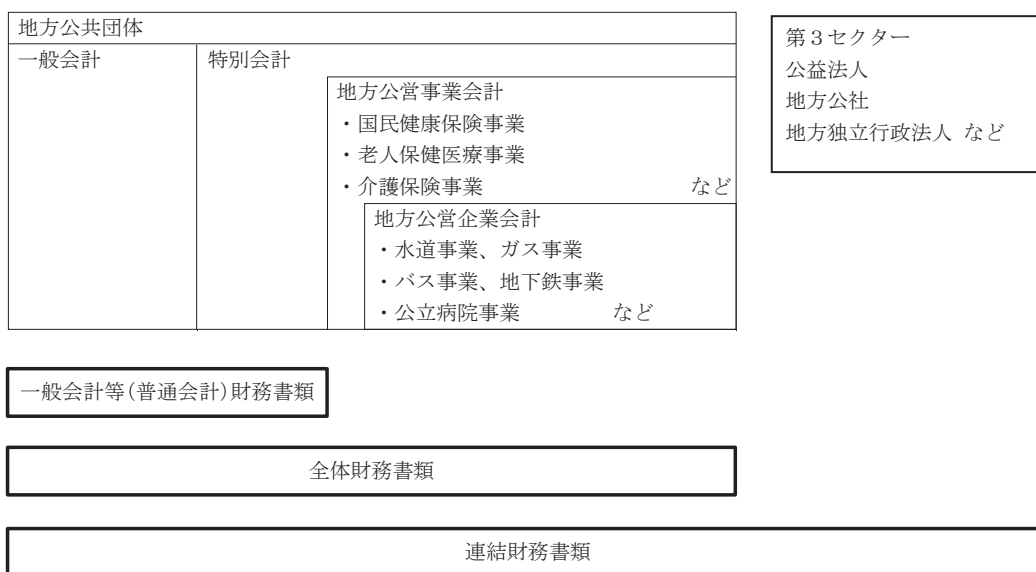
 **企業戦士さん**

企業会計、特に金融商品取引法の財務報告では、連結決算が主役となっているわ。地方公会計において、「連結」という考え方はあるのかしら？

 **役所紳士くん**

地方公会計では、「一般会計等」（普通会計^{iv}）を基礎として財務書類を作成しますが、これに地方公営事業会計を加えた「全体財務書類」、全体財務書類に第3セクター等の関連団体を加えた「連結財務書類」も作成することになっています。企業会計の

(図表6) 財務書類の対象となる会計



(出所) 各種資料より筆者作成

個別財務諸表と連結財務諸表よりも作成する書類が多くなっています。

ごととも先輩

私は、この点が地方公会計のもっとも重要な意義だと考えている。今日の地方行政は、サービスの多様化、範囲拡大に伴い、地方公営企業や第3セクター等によって担われる部分が大きくなっている。

水道やガスの供給、路線バスのような交通、さらには公立病院といった地方公営企業は住民の生活に欠かせないものだ。また、国民健康保険、老人保健医療、介護保険などの事業は、住民が安心して暮らせる社会の基盤となるものだ。

これらの公営事業（広義の公営企業）は、地方自治体が事業者として住民福祉の増進を目的として営むものだ。営利を目的とはしないものの、経済行為の実質は民間の企業活動と同じであり、企業会計と同様の手法で把握、管理することが適している。

また、第3セクターや地方公社、公益法人などは、地方自治体とは別の法人ではあるが、地方行政

サービスの不可欠の担い手となっている。

普通会計は、住民から税金を徴収して、伝統的な公共サービス（教育、警察、消防、公共施設整備など）を実施するとともに、これらの公営事業会計や関連団体に対して補助費、繰出金を支出するほか、出資などを行っている。これらの移転的な支出を含めた地方財政全体のリスク管理は、現金主義会計ではなく、発生主義会計によらなければ到底不可能だ。

なお、地方公営企業の会計制度についても、企業会計の原則を最大限取り入れた会計基準の見直しが実施され（平成26年度決算から適用）、また適用範囲の拡大も検討されているところだ。地方公会計の整備と地方公営企業会計の見直しは、同じ文脈の中で理解されるべきものだ。

従来の会計では、公的セクターと民間セクターに区分して、セクター毎に異なる会計の方法を適用してきたと思う。これからは、報告主体のセクター区分ではなく、経済行為の性質に着目して会計の方法を類型化していくことが望まれよう。

^{iv} 一般会計と公営事業会計以外の特別会計を指す。地方財政統計上では普通会計として区分される。

(図表7) 地方財政(普通会計)の移転的支出

(億円)	平成6年度 (構成比)	平成16年度 (構成比)	平成26年度 (構成比)
人件費	252,731	256,133	225,243
扶助費	52,483	74,795	129,149
公債費	80,485	130,786	133,368
義務的経費	385,699 41.1%	461,714 50.6%	487,760 49.5%
普通建設事業費	293,171	163,367	147,786
災害復旧事業費	6,350	4,938	7,330
失業対策費	506	181	1
投資的経費	300,027 32.0%	168,485 18.5%	155,117 15.7%
◎物件費(委託料)	28,934 3.1%	40,274 4.4%	52,490 5.3%
◎補助費等	56,672 6.0%	68,340 7.5%	93,106 9.5%
◎繰出金	28,109 3.0%	45,895 5.0%	53,828 5.5%
◎投資及び出資金	6,191 0.7%	6,464 0.7%	3,675 0.4%
◎貸付金	59,292 6.3%	56,111 6.1%	49,048 5.0%
(小計:普通会計からの移転的支出)	179,197 19.1%	217,084 23.8%	252,147 25.6%
物件費(委託料以外)	39,436	38,990	38,297
その他	33,820	26,206	51,907
その他の経費	252,453 26.9%	282,280 30.9%	342,351 34.7%
合計	938,178 100.0%	912,479 100.0%	985,228 100.0%

(出所) 地方財政白書(平成28年版、平成18年版、平成8年版)より筆者作成

(注) 各年度とも決算ベース、都道府県と市町村の純計ベース

「義務的経費」、「投資的経費」、「その他経費」の区分は地方財政白書による

「普通会計からの移転的支出」の区分は筆者による

◎物件費(委託料): 物件費の中の委託料

◎補助費等: 地方公営企業会計(法適用企業)に対する負担金、国民健康保険制度における都道府県調整交付金等のような市町村の地方公営事業会計に対する都道府県負担金、さまざまな団体等への補助金、報償費、寄附金等

◎繰出金: 普通会計から他会計、基金に支出する経費。主な繰出先は、介護保険事業会計、国民健康保険事業会計、地方公営企業会計(法非適用企業)に対するものである(平成26年度)。

◎投資及び出資金: 国債や地方債の取得や財団法人等への出えん、出資等のための経費。主な投資等先は、下水道事業、病院事業、上水道事業、交通事業に対するものである(平成26年度)。

◎貸付金: さまざまな行政施策上の目的のために地域の住民、企業等に貸し付ける貸付金。目的別には商工費が中心となっている(平成26年度)。県信用保証協会との連携や地域金融機関へ委託して実施されることが多い。

5. 地方公会計整備の目的 (財政の効率化・適正化)

 役所紳士くん

しつこいと嫌われることを承知で問題を提起しますが、地方公会計は財政の効率化に役立つのでしょうか? 会計の方法が変わることによって、自治体の財政が急に良くなるものなのでしょうか?

 企業戦士さん

そこは鋭いポイントね。企業においても常に同じ議論があるわ。つまり、会計の方法を「高度化」したところで、企業の競争力が強くなる訳ではないので、経理部門に対する社内評価は決して甘いもので

はないわ。

でもね、より高度な説明責任を果たすこと自体が、長期的には経営を強くすることになると思うの。例えば、地方自治体の決算は、これまで金銭の数量計算を重視してきた訳よね。そこに金銭以外の経済的資源に関する価値計算は含まれていなかった。むしろ主観的要素を含む価値計算を排してこそ、財政民主主義における受託責任が履行されるという哲学があった訳よね。

発生主義会計による財務書類を作成するためには、例えば保有する資産の価値評価、引当金を見積もる際のリスク評価など、経営者による現状評価と将来予測が必要になる。地方自治体の経営者による

財政状態の自己検証は、地方行政を進化させていくPDCAにおける不可欠な要素になると思うわ。

また、地方自治体においても、管理会計によるコスト改善という可能性が考えられないかしら。管理会計を行う前提としては、現金主義ではなく、発生主義によるコスト管理が必要になるわ。

個々の政策選択において、発生主義によるフルコストの把握、さらには管理会計による間接部門のコスト配賦などによって、PFI、PPPあるいは民間委託等の幅広い選択肢との間での比較考量がしやすくなる。こうした政策選択の充実は財政効率化に貢献すると思うの。

ごもっとも先輩

さすが戦士さん、実にごもっともな問題提起だね。

財政の状況を改善していくことは、もとより簡単なことでない。そこに魔法の杖はない。いろいろな必要条件を丁寧に束ねて十分条件を満たしていくほかはない。

地方公会計だけで、財政が健全化するようなものではない。しかし、地方公会計は、予算・決算のサイクルを有効に機能させていくために必要条件の一つだと思うなあ。

6. 取扱い上の注意(財務情報の固有限界)

役所紳士くん

お二人のお話を聞いていると、なんだか良いことづくめなのですが、本当にそうなのでしょうか？地方公会計に、何か落とし穴というか、気をつけなければならないことは無いのでしょうか？

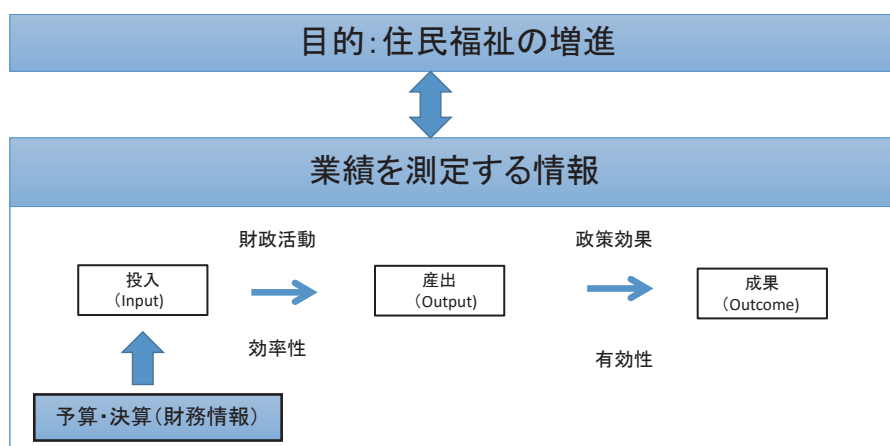
ごもっとも先輩

もちろん、あるだろう。あらゆる会計には固有の限界がある。地方公会計における限界として何より注意すべきは、地方自治体の業績は、財務情報のみによって測るべきものではない、ということだ。企業の業績が、基本的には利益=財務上の成果で測られることと大きな違いだ。

地方自治体の目的は住民福祉の増進にある。しかし、この目的に対する成果をどう測るかは難しい問題だ。(図表8)に示したように、財務情報は「投入」を示す情報で、「産出」、「成果」を測定するためには、財務情報以外の情報(非財務情報)と組み合わせて評価をする必要がある。

例えば、公立図書館について考えてみよう。地方公会計は、施設に「投入」されている経済的資源の

(図表8) 地方自治体の業績とは



(出所) 各種資料をもとに筆者が作成

ストックとフローの状況を明らかにする。「投入」に関する財務情報は、図書貸出冊数やセミナー開催件数などの「産出」情報と組み合わせて効率性を評価する必要がある。さらには、児童生徒の学習意欲への影響や住民の生涯学習による知的財産蓄積などの「成果」情報を加えて有効性を評価する必要がある。

財務情報のみ注目をして地方自治体の業績を評価する、といった近視眼的な思考に陥ることは避けねばならない。これが地方公会計の取り扱い上の注意だと思う。

しかしながら、財務情報を組み込まずに成果を評価しようとする、これまた議論は奇妙なことになってしまう。地方公会計によって財務情報をより明確にすることは、業績測定の充実に貢献すると思う。

 **企業戦士さん**

企業においても、財務情報と非財務情報を組み合わせて、組織の長期にわたる価値創造能力を説明する「統合報告」の必要性が認識されるようになっていくわ。今のお話と同じ文脈で理解すべきだと思ったわ。

それでもね、地方自治体において、成果の測定が難しいということは理解できるのだけれど、それが言い訳となって、社会的な非効率性が温存されているような気がしてならないのよね。

7. 議論は白熱する(地域住民の責任とは)

 **役所紳士くん**

社会的な非効率というところが聞き捨てならないですね。企業が効率性を追求するのは、良く理解で

きます。でも、企業の論理だけで、社会は回っていくのでしょうか？

だいたいですね、戦士さんのように、地方行政に何の関心もないような人の上に目線であれこれ言われたくないですよ。

 **企業戦士さん**

良く言うわね。たしかに、仕事と生活に精一杯で、地域社会との接点はほぼ皆無だけれど、立派な主権者、納税者でございますわよ。

税金を源泉徴収された段階で、お店で消費税を支払った時点で、国民の義務は果たしているのよ。なんか文句ある？

 **役所紳士くん**

そうかなあ。地域住民であることの責任というのは、税金を支払うだけで完了するのかなあ。これからの地方行政は、住民が当事者意識をもって参加しないと維持できない、それくらい難しい時代なんですよ。

 **企業戦士さん**

私に楯突くつもり？ 上等だわ。住民がそれぞれの仕事や生活に忙しいから、税金を支払って、議員や公務員に行政を託しているわけでしょう。その信頼に応えるように、もっと気合いを入れて欲しいわ。

 **役所紳士くん**

相変わらず勇ましいし、そういうところは密かに憧れているのですけれど。。

でも、地域社会と無縁で生きていけるというのは幻想じゃないかなあ。地方行政の良し悪しは地域社会の暮らしやすさに大きく影響すると思います。少なくとも僕はそう信じて仕事をしています。


戦士さんは不安になることは無いのですか？ た

^v 「統合報告書は、組織の外部環境を背景として、組織の戦略、ガバナンス、実績、及び見通しが、どのように短、中、長期の価値創造を導くかについての簡潔なコミュニケーションである。」(国際統合報告フレームワーク日本語訳1.1) (Integrated Reporting<IR> ウェブサイト) http://integratedreporting.org/wp-content/uploads/2015/03/International_IR_Framework_JP.pdf

たとえば、ここにいるごもっとも先輩も、数年前までは（自称）企業戦士だったらしいのですが、いまや公立図書館と国民健康保険なしには生きていけない人ですよ。


 企業戦士さん

……（そりゃあ不安はあるわよ）……

 ごもっとも先輩

私はね、戦士さんのようなパワーのあるビジネス系の住民が、地域社会、地方行政に関心を持つきっかけになれば、地方公会計は半ば成功したものだと思っておるのだよ（相変わらず甘いね）。

【前編小括】

 会計大先生（ここでいきなり登場）

前編は、地方公会計の目的と意義を中心とした議

論となりました。役所紳士くんの問題提起は粘り強く、企業戦士さんの議論は切れ味するどい。地方公会計の意味合いを考えることは、企業会計の意味合いも同時に考え直す良い機会にもなりますね。私にはそんな気がしてまいりました。

後編では、現在導入準備が進んでいる地方公会計「統一的な基準」の概要と、それに基づく個々の財務書類の読み方についての議論をしてみたいと思います。

【主要参考文献】

総務省「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」報告書（2014/4）（総務省研究会報告書）

総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（2015/1）（総務省マニュアル）